

# 令和5年度 介護版なりた手当(介護職員定着支援補助金) 就業年数の考え方

## 【H29.4.1入社(就業年数6年)の人のケース】

### 1. 産休・育休を取得した場合

H29.4.1  
入社

R2.4.1 ~ R4.3.31  
産休・育休

R5.10.1  
基準日

※産休・育休の取得は、就業年数に影響しません。

### 2. 同一法人内で配置換え(市内)があった場合

H29.4.1  
入社、特養で従事

R3.4.1  
デイサービスに配置換え

R5.10.1  
基準日

※同一法人内で、市内の事業所であるため、就業年数に影響しません。

### 3. 同一法人内で配置換え(市外)があった場合

H29.4.1  
入社、特養(市内)で従事

H31.4.1  
特養(市外)に配置換え

R3.4.1  
特養(市内)に配置換え

R5.10.1  
基準日

※市外の事業所で勤務した2年間は対象に含まれません。R7年度に就業年数6年の対象となります。

## 令和5年度 介護版なりた手当(介護職員定着支援補助金) 就業年数の考え方

### 【H29.4.1入社(就業年数6年)の人のケース】

#### 4. 転職した場合

H29.4.1  
A法人に入社

R4.4.1  
B法人に転職

R5.10.1  
基準日

※A法人の就業年数は含まれません。B法人にR4.4.1入社のため、就業年数1年の対象となります。

#### 5. 途中から正規職員になった場合

H29.4.1  
パート職員で採用

H30.4.1  
正規職員で入社

R5.10.1  
基準日

※パート職員の1年間は含まれません。H30.4.1に正規職員入社のため、R6年度に就業年数6年の対象となります。

#### 6. 職種の転換があった場合

H29.4.1  
入社、身体介助に従事

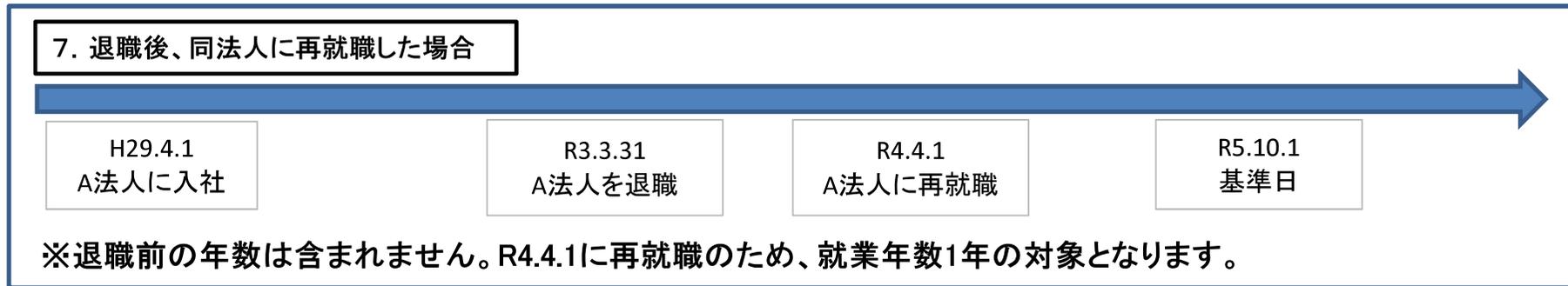
R4.4.1  
事務職員に転換

R5.10.1  
基準日

※基準日には事務職員であり、対象外となります。

## 令和5年度 介護版なりた手当(介護職員定着支援補助金) 就業年数の考え方

### 【H29.4.1入社(就業年数6年)の人のケース】



○補助金は就業年数ごとに1回を限度して交付します。

例1:A法人の勤務で就業年数1年(20,000円)で受給 → B法人に転職した場合、就業年数1年の受給はできず、就業年数3年(60,000円)から受給できます。

例2:C法人の勤務で就業年数6年(80,000円)で受給 → D法人に転職した場合、就業年数1年(20,000円)・3年(60,000円)の受給はできますが、就業年数6年の区分は受給できません。